

議案第5号

一般職の職員の給料の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成26年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案して、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、管理職手当の支給を受ける職員の給料を減額して支給するため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給料の特例に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 8 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給にあたっては、当該職員に対する給与条例別表の給料表に定める給料月額(以下「給与条例給料月額」という。)から(給与条例附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給与条例別表の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	率
8 級	100 分の 3 から 100 分の 5 までの範囲内で規則で定める率
7 級	100 分の 2.3 から 100 分の 4.4 までの範囲内で規則で定める率
6 級	100 分の 2.3 から 100 分の 3.8 までの範囲内で規則で定める率
5 級	100 分の 1.1 から 100 分の 3.8 までの範囲内で規則で定める率

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。